

調達要求番号：3PZR1A30512

仕様書		
シャワーユニット給湯器交換役務	仕様書番号	
	補－２１	
	承認	令和５年１１月２２日
	作成	令和５年１１月２２日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	立川駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において使用するシャワーユニット給湯器交換役務について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は下記による。

1.2.1 契約担当官

駐屯地紙裁断機保守役務（以下「保守役務」という。）の部外委託に係る契約を締結する者をいう。

1.2.2 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として保守役務の部外委託のかかる契約履行の適否の検査を行う者をいう。

1.2.3 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として保守役務の部外委託に係る契約履行の過程における監督を行う者をいう。

1.3 役務場所

東京都立川市緑町５番地 陸上自衛隊立川駐屯地 ４３号建物

2 役務に関する要求

交換役務に関する要求は下記による。細部は官側との調整による。

2.1 器材概要

品 名：シャワーユニット給湯器『リンナイ RUX－V１０１０SWFA（LPガス用）』又は他社同等品以上

2.2 交換箇所

給湯器本体及び付属配管、配線等

3 一般事項

- 3.1 役務作業に必要な工具、計測等器材は設備器材に附属して設置されているものを除き、契約相手方の負担とする。
- 3.2 役務作業に必要な消耗品、部材及び油脂については契約相手方の負担とする。
- 3.3 本仕様書に規定していない事項は、保守対象品目の仕様書、規格等により実施するものとする。
- 3.4 作業は平日8時15分から午後5時までを基準とし、これを超える場合契約相手方は監督官等を通じ、駐屯地管理者へ許可申請を行うものとする。ただし作業日・作業時間を指定されている場合はこの限りではない。
- 3.5 契約相手方に起因する機器の損傷或いは施設等を損傷させた場合、契約相手方の責任において修理、原状復旧を行うこと。

4 作動確認

- 4.1 交換実施後試運転調整を行い運転状態が正常であることを確認する。
- 4.2 試運転調整において新たな不具合が発生した場合は、官側との調整による。